

PILATES & YOGA STUDIO TwoThree

利用規約

第 1 条(定義)

本会則によって定める条項はツースリー株式会社(以下会社という)が運営するピラティススタジオの施設(以下総称して「本スタジオ」という)に適用されるものとします。

第 2 条(目的)

本スタジオは、会員の皆様が安全で快適なピラティスライフを図るとともに、心身共に健康づくりに寄与することを目的とします。

第 3 条(会員制度)

1. 本スタジオは、会員制とします。
2. 会員による本スタジオの利用範囲、条件及び特典については別に定めます。
3. 本スタジオの入会希望者は、本会則に基づく入会規約を会社と締結するものとします。
4. 会員様が、本スタジオを利用するときは、利用する施設に会員登録をする必要があります。
5. 本スタジオは女性限定のご利用となります。ただし、プライベートレッスン・セミプライベートレッスンは男性のご利用も可能とします。

第 4 条(入会規約)

1. 本スタジオの入会規約により、本スタジオに入会する方は、以下の項目全てを満たす方とします。
 - (1) 各会員種別において別途定める資格を満たす方。
 - (2) 本スタジオの施設の利用に堪え得る健康状態であることを会社に申告頂いた方。
 - (3) 本会則に同意頂いた方。
 - (4) 暴力団関係者でない方。刺青・タトゥーが入っていない方。
 - (5) 過去に会社により除名の通告を受けていない方。
 - (6) 会社が別途定める審査及び手続きにおいて入会資格が認められた方。
2. 会社は、会員が本条の一つにでも反する場合、取引またはサービスの利用を停止し、および/または、会則を含む会社と会員との契約一切を解除することができます。

第 5 条(入会)

1. 入会希望者が本会則を確認し、所定の入会申込手続きを行い、規定の会費を納入し、会社が入会を承認した方を本スタジオの会員とします。

2. 月額会員での入会の場合は、2 ヶ月分の月会費を所定の方法で前納とし、3 ヶ月目以降の月会費は所定の方法にて毎月お支払頂きます。
3. 『キャンペーン』の利用で入会した会員は、その際のキャンペーン特典の利用の条件として、継続契約期間を設けております。
4. 未成年の方が入会しようとする時は親権者の同意を得た上で申し込みを頂きます。親権者は自らの会員資格の有無に関わらず本会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

第 6 条(諸会費・諸料金)

1. 会員は、会社が定めた諸会費・諸料金を所定の方法で、所定の期日に会社に納入しなければなりません。
2. 会費・月料金の金額・支払時期・支払方法などは会社がこれを定めます。本スタジオは会員の利用権利に応じて入会金を設ける場合があり、理由の如何を問わず 会員にこれを返還しないものとします。
3. 利用回数の有無に関わらず、所定の退会手続きを完了した退会月までは月会費のお支払いが必要です。
4. 会社は本スタジオの運営上必要と判断した場合また経済情勢などの変動に応じて、会員種類の改廃、もしくは、入会金・諸会費・諸料金などの金額を変更することができ、施設内への掲示などにおいて告知するものとします。
5. 月会費を滞納している会員は、施設の利用をお断りしております。また未払い分の月会費はご利用の有無に関わらず支払わなければなりません。

第 7 条(退会)

1. 会員が自己都合により退会する場合は、本人が希望する退会月の前月末日までに会社が定める退会申請書を提出する必要があります。申請方法は本スタジオにご来店頂きお手続きが必要となります。※電話、メール、口頭による退会の申請は認められません。未払いの月会費などがある場合には、それを完納した後に会社は退会を認めます。金融機関の申請手続き上、前月末日までの申請で翌月末での退会となります。(例:5 月末退会希望の場合、4 月末日までの申請で 5 月末退会が可能、それ以降に申請の場合は 6 月末退会となります。) 電話、メール、口頭による退会の申し出は認められません。
2. 会員は退会月の末日にて退会するものとし、月会費は、退会日が月途中の場合でも会社は会員に月額費の全額を請求します。

第 8 条(休会)

1. 会員が自己都合により休会を希望する場合は、本人が希望する休会月の前月の 10 日までの申請で会社が定める休会申請書を提出する必要があります。申請方法は本スタジオにご来店頂きお手続きが必要となります。※電話、メール、口頭による退会の申請は認められません。金融

機関の申請手続き上、10 日までの申請で最短で翌月から変更が可能となります。(例:5 月～休会希望の場合、4/10 までの申請で 5 月～休会可能、4/11 に申請の場合は 6 月～となります。) 電話、メール、口頭による退会の申し出は認められません。

2. 休会期間は会員自身で決めることができ、最大連続 3 ヶ月間とし、休会終了後は、自動で会費の引き落としが再開されます。事前の通知はなされません。

3. 休会期間の延長の場合は申請期間終了の前月の 10 日までの申請で延長が可能。その際も第 8 条の(1)同様に申請手続きが必要です。

4. 負傷、疾病、妊娠による休会の場合には、診断書の提出により休会前の 1 ヶ月分の月会費を再開月に充当します。診断書の提出がない場合は認められません。また再開されず退会の場合の返金は一切致しません。

5. 会員には、休会申請による事務手数料及び、毎月の事務手数料として 1,100 円をご負担いただきます。

第 9 条(変更届)

1. 会員が自己都合によりプランを希望する場合は、本人が希望する変更月の前月の 10 日までの申請で会社が定める変更申請書を提出する必要があります。申請方法は本スタジオにご来店頂きお手続きが必要となります。※電話、メール、口頭による退会の申請は認められません。金融機関の申請手続き上、10 日までの申請で最短で翌月から変更可能(例:5 月～プラン希望の場合、4/10 までの申請で 5 月～変更可能、4/11 に申請の場合は 6 月～となります。) 電話、メール、口頭による退会の申し出は認められません。

2. プラン変更の金額及び内容は本スタジオの現プランの提示によるものとなります。

3. 変更申請による事務手数料として 1,100 円を会員にご負担いただきます。

第 10 条(会員資格の譲渡・相続・貸与)

本スタジオの会員資格およびチケットは第三者に譲渡・貸与・質権をする事はできません。

第 11 条(会員資格の喪失)

会員は、次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失し、会員としてのいかなる権利も喪失します。

(1) 退会手続きが完了したとき。

(2) 第 12 条により会社から除名されたとき。

(3) 会員本人が死亡されたとき。

(4)破産・民事再生・会社更生・会社精算の申立があったとき。または任意整理の申出があったとき。

第 12 条(損害賠償責任免責)

会員は、次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失し、会員としてのいかなる権利も喪失します。

1. 会員が本スタジオの諸施設の利用中、会員自身が受けた損害に対して、会社は、会社 に故意または重大な過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負いません。
2. 会員同士の間が生じた係争やトラブルについても、会社は、会社に故意または重大な 過失がある場合を除き一切関与しません。
3. スタジオ内での盗難・紛失に関して、会社は一切責任を負いません。

第 13 条(会員の損害賠償責任)

会員が本スタジオの諸施設の利用中、会員の責に帰すべき事由により会社または第三者 に損害を与えたときは、その会員が該当損害に関する責を負うものとします。

第 14 条(禁止事項)

1. 会員は、本スタジオ内および本スタジオ近隣地域にて次の各号に該当する行為を禁止 します。
 - (1) 他の会員を含む第三者(以下「他の方」といいます)や施設スタッフ、本スタジオ、 会社を誹謗中傷すること
 - (2) 他の方や施設スタッフ・インストラクターを殴打したり、身体を押ししたり、拘束する などの行為や大声・奇声を発したり、他の方や施設スタッフの行く手を塞ぐなどの威嚇行 為や迷惑行為。
 - (3) 物を投げる、壊す、叩くなど、他の方や施設スタッフが恐怖を感じる行為。
 - (4) 本スタジオの諸施設・器具・備品の損壊や備え付けの備品の持ち出し。
 - (5) 他の方や施設スタッフのストーカー行為。
 - (6) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフに迷惑を及ぼす行為。
 - (7) 痴漢・のぞき・露出・唾を吐くなど、法令や公序良俗に反する行為。
 - (8) 刃物など危険物の本スタジオへの持ち込み。
 - (9) 物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動。
 - (10) 高額な金銭、貴重品の本スタジオへの持ち込み。
 - (11) 本スタジオの秩序を乱す行為。
 - (12) 望んでいない連絡先の交換
 - (13) その他、会社が会員としてふさわしくないと認める行為。

第 15 条(一時的閉鎖・一時的休業・休館日)

次の各号に該当するとき、会社は、諸施設の全部または一部の閉鎖、もしくは休業をする ことができ、あらかじめ、予定・予測されている場合は、原則として 1ヶ月前までに会員 に対してその旨を告知します。(緊急の場合は 1ヶ月前に告知できない場合もあり)

- (1) 気象災害、その他外的事由により、その災害が会員に及ぶと判断したとき。
- (2) 施設の増改築、修繕または点検によりやむを得ないとき。
- (3) 休館日による場合。
- (4) その他、法令などに基づく関係官庁からの指導による場合などの重大な事由によりやむを得ないと会社が判断したとき。

第 16 条(施設の閉鎖(店舗統合))

会社は施設の全部または一部を閉鎖することができ、原則1ヶ月前までに会員に対してその旨を告知します。

第 17 条(スケジュールについて)

毎月のレッスンスケジュールの更新は前月の 25 日に更新とし、スケジュール 内容は随時変更されることがあります。その際、レッスンの(実施時間・強度及びレベル・ レッスン内容・レッスン数・定員数)を変更することができます。代行インストラクターによるレッスン含む)

第 18 条(予約方法)

本スタジオの予約システムをご利用下さい。レッスン開始の 1 時間前までご予約可能となります。プライベート/セミプライベートレッスンのご予約はメールのみとなります。またプライベート付きプランでのインストラクターの指名はご要望にお応えできない場合もございます。

第 19 条(キャンセル)

グループレッスン・プライベート/セミプライベートレッスンのキャンセルはレッスン開始時間の 1 日前までとなり、それを過ぎてのキャンセルは当日キャンセル扱いとなり、1 レッスン消化となります。グループレッスンのキャンセルは予約システムから可能となります。プライベート/セミプライベートレッスンのキャンセルはメールにてご連絡下さい。

第 20 条(繰り越し)

繰り越しは 1 回分のレッスンが翌月まで繰り越し可能となります。翌月までに消化できない分は消滅となり、いかなる理由でも未消化分のレッスン代の返金は致しません。また、休会期間中または退会後に繰り越し分のご利用はできません。

第 21 条(チケット及びドロップイン)

チケット購入の方は如何なる理由においても、有効期限を過ぎた場合は、消化回数に関係なく期限の延長及び、返金は致しません。

第 22 条(会則の改定)

会社は会則などの改定をすることができます。尚、改定を実施するときは、会社は1ヶ月 前までに会員に告知することとし、改定した会則などの効力は、全会員に及ぶものとします。

第 23 条(告知方法)

1. 本会則に関する問い合わせその他会員から本スタジオに対する連絡または通知、及び本会則の変更に関する通知その他会社から会員に対する連絡または通知は、会社の定める方法で行うものとします。
2. 本スタジオが登録事項に含まれるメールアドレスその他の連絡先に連絡または通知を行った場合、会員は当該連絡または通知を受領したものとみなす。
3. 登録時の連絡先が変更になった場合は速やかに本スタジオに知らせることとする。

第 24 条(その他)

本会則において特に定めのない事項については、会社ホームページ、本スタジオなどに掲示された会社、本スタジオが定める事項が適用されるものとします。

第 25 条(準拠法及び管轄裁判所)

1. 本会則およびサービス利用契約の準拠法は日本法とします。
2. 本会則またはサービス利用契約に起因し、または関連する一切の係争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。